東京都市大学
TOKYO CITY UNIVERSITY

# 授業料延納の手続きについて

授業料の延納を希望される場合は、以下の通り手続きください。

１．提出書類　　**授業料延納願**

２．提出期限

| | |
|---|---|
| **前学期　：　４月３０日** | ▷ 授業料納入期限が延納手続きの期限となります。<br>▷ 延納期限は下表の通りです。 |
| **後学期　：　１０月２０日** | |

３．提 出 先　　総務部 財務課
E-mail：zaimu@tcu.ac.jp
※メール提出のみ

４．その他

授業料等納入規程

本学の授業料納入は、「東京都市大学 授業料等納入規程」に基づきます。

授業料の納入期限

授業料の納入については、原則としてその年度分の全額を所定の期限までに納入するものとしていますが、前学期分及び後学期分の２回に分納することも可能です。分納する場合の納入期限は、前学期分を４月３０日まで、後学期分を１０月２０日までとしています（
納入期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは、その前日まで）。

| | 前学期 | 後学期 |
|---|---|---|
| 納入期限 | 一括納入の場合<br>４月３０日 | ――― |
| | 分割納入の場合<br>４月３０日 | １０月２０日 |
| 延納期限 | ７月３１日 | １月３１日 |
| 督　促 | ５月・７月 | １１月・１月 |
| 除　籍 | ８月３１日 | ２月２８日 |

授業料の延納

納入期限の延長については、同規程第５条に基づき、願い出により、前学期分を７月３１日まで、後学期分を１月３１日までとして許可する場合があります。

授業料未納による除籍

授業料未納者の除籍判定は、同規程第１０条により、前学期分は８月３１日、後学期分は２月２８日をもって行います。

**お問い合わせ**
世田谷キャンパス　財務課
E-mail：zaimu@tcu.ac.jp

参考

# 東京都市大学授業料等納入規程

令和２年４月 改正

（趣旨）

第１条　東京都市大学学則第 46 条及び東京都市大学大学院学則第 43 条に基づく授業料等の納入に関しては、この規程の定めるところによる。

(授業料の納入額)

第２条　授業料の納入額は、学則の定めによるものとする。

2　編入学、転入学、再入学、転学部又は転学科による入学者の授業料の納入額は、入学、転学部又は転学科を許可された年次の在学生に適用される学則の定めによるものとする。

(納入期限及び分納)

第３条　授業料は、原則としてその年度分の全額を４月 30 日までに納入するものとする。

2　授業料は、前学期分及び後学期分の２回に分納することができる。

3　分納する場合の納入期限は、前学期分を４月 30 日までとし、後学期分を 10 月 20 日までとする。

4　納入期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは、その前日までとする。

(新たに入学等を許可された者の納入)

第４条　新たに入学等を許可された者の授業料の納入は、前条の規定にかかわらず、入学手続き等の定めによるものとする。

(納入期限の延長)

第５条　経済的な事由あるいは災害の発生、その他やむを得ない事情により、授業料を納入期限までに納入できない者は、願い出により、納入期限の延長を許可する場合がある。

2　納入期限の延長が認められる期限は、前学期分を７月 31 日までとし、後学期分を１月 31 日までとする。

(督促)

第６条　この規程に定める納入期限までに授業料が納入されなかった場合は、督促を行う。

2　督促は、前学期は５月及び７月、後学期は 11 月及び１月に行う。

3　督促は、保証人への督促通知状によって行う。

(休学者の授業料および休学期間中の在籍料)

第７条　東京都市大学学則第 32 条又は東京都市大学大学院学則第 36 条の定めにより休学の許可を得た者(休学者)については、休学期間中の授業料を免除し、その期間の在籍料として学期毎に６万円を納入するものとする。

2　前項にかかわらず、入学した年度の初学期(４月入学は前学期、９月入学は後学期)に休学する場合、当該学期の授業料は減免しない。ただし、東京都市大学学則第 32 条第３項又は東京都市大学大学院学則第 36 条第３項により休学を許可された者を除く。

(停学者の授業料)

第８条　停学者の停学期間中の授業料は、減免しないものとする。

(再入学の場合の制限)

第９条　削除

(未納者の処置)

第 10 条　授業料を納入期限までに納入しない者(以下、「未納者」という。)に対しては、次の各号に定める処置を行うものとする。

(1)　成績の無効処理

授業料を納入しない学期の成績は無効とする。

(2)　除籍

東京都市大学学則第 34 条又は東京都市大学大学院学則第 38 条に基づき、未納者の除籍の判定は、前学期分の未納者は８月 31 日、後学期分の未納者は２月 28 日をもって行うものとする。

(未納者の在籍期間)

第 11 条　未納者が除籍となった場合は、授業料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

2　休学していた者が復学後の初学期の授業料を納入期限までに納入しない場合は、第７条に定める在籍料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

(所管部署)

第 12 条　この規程の所管部署は、事務局総務部財務課とする。

(規程の改廃)

第 13 条　この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長の具申により理事長が行う。

付　則(令和元年 12 月 18 日)

この規定は、令和２年４月１日から施行する。

**記入例**

※青字部分を入力してください。

# 授業料延納願

東京都市大学　御中

授業料の納入期限について以下の通り延期したくお願い致します。

| 対象授業料 | | | | 申請日 |
|---|---|---|---|---|
| 2021年度 | 後 | 学期分 | | 2021 年 10 月 20 日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請者 | 学生 | 所属 | 理工 ☐ 研究科 ☑ 学部　機械工 ☐ 専攻 ☑ 学科　1 年 |
| | | 学籍番号 | 0000000 |
| | | 氏名 | 都市大　太郎 |
| | | 連絡先 | ( 090 ) 0000 — 0000 ［携帯電話］ |
| | 保証人 | 氏名 | 都市大　花子 |
| | | 住所 | 東京都世田谷区玉堤1-28-1 |
| | | 連絡先 | ( 03 ) 0000 — 0000 ［携帯電話］ |
| 理由 | | 経済的事情により、納入期限までに半期授業料を納入できないため<br>授業労の延納を希望します | |
| 納入予定日 | | 2022 年 1 月 31 日までに授業料を納入致します。<br>※延納期限：2022年1月31日まで | |
| 学生の奨学金受給状況 | | ☑ 受給中 ☐ 未受給　（奨学金名：日本学生支援機構　第一種） | |

※色付セルを漏れなくご入力ください。

【提出方法について】
・授業料延納願（本ファイル）は、メールにて総務部財務課までご提出ください。
　提出先：　zaimu@tcu.ac.jp
・メールの件名には、以下をコピー貼付し、学籍番号・学生氏名を修正して、お送りください。
指定の件名ではない場合、授業料延納願を正しく受付できない場合があります。

『件名』

（2021○学期延納願提出)学籍番号：○○○○○○○　学生氏名：○○○○

（例）学籍番号1011001 都市大 太郎さん後学期授業料延納の場合
　⇒件名「(2021後期延納願提出)学籍番号：1011001　学生氏名：都市大太郎」となります。

・上記アドレスからの受領の返信を以て手続完了とし、同メールを受領証に代えさせていただきます。